

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 8 月 28 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- （2）住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域 九州北西沖海域（別添付図のとおり）
- （2）期 間 令和 6 年 10 月 25 日～11 月 22 日

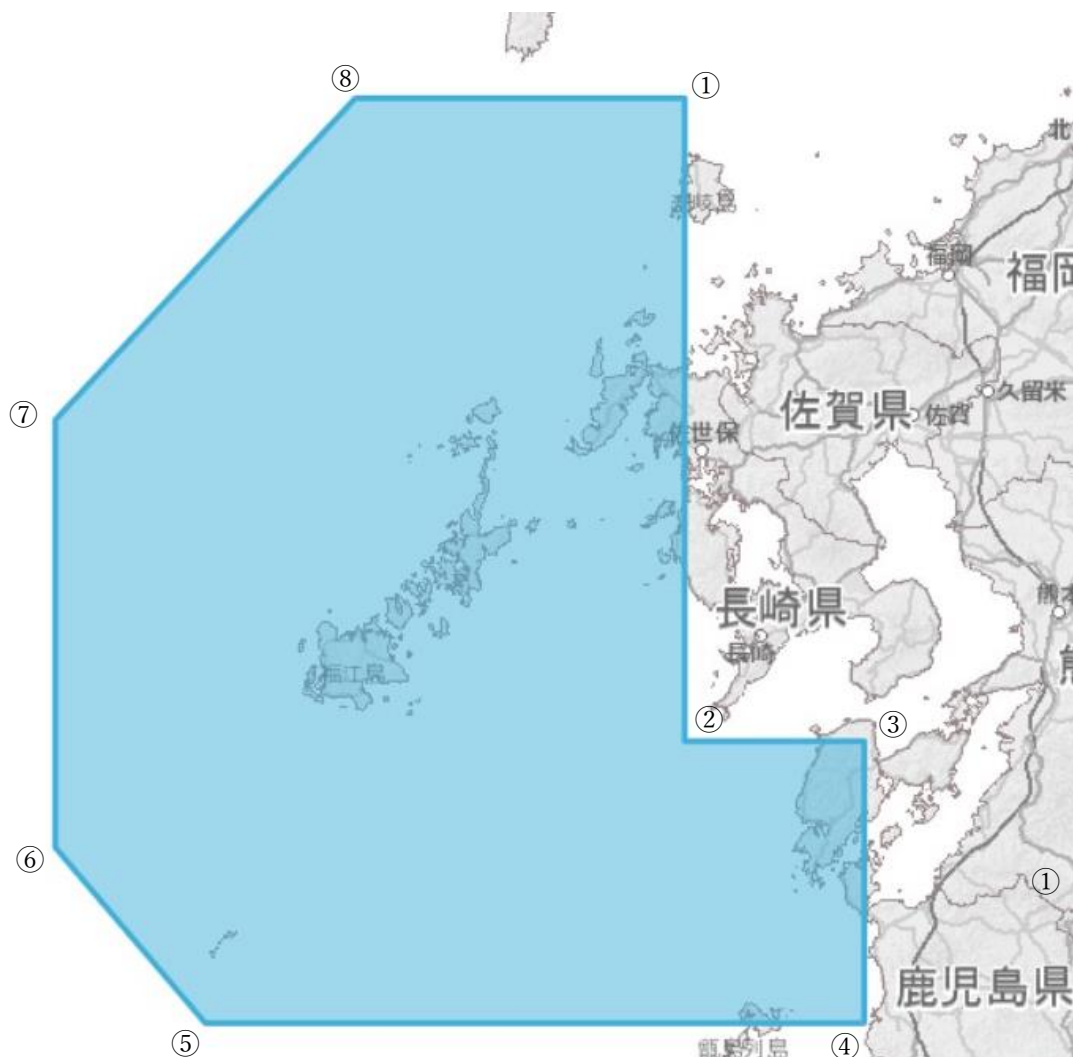
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深、音波探査、表層構造探査、磁気調査、採泥

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚
- （2）第七管区水路通報、第十管区水路通報

付図



No	緯度	経度
1	34° 00' 00"	129° 40' 00"
2	32° 30' 00"	129° 40' 00"
3	32° 30' 00"	130° 10' 00"
4	31° 50' 00"	130° 10' 00"
5	31° 50' 00"	128° 20' 00"
6	32° 15' 00"	127° 55' 00"
7	33° 15' 00"	127° 55' 00"
8	34° 00' 00"	128° 45' 00"

※陸域及び内湾、陸から 1.8 km 沖合までの海域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan